

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第38号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物処理施設設置許可申請） 第1条の2 略</p> <p>（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請） 第1条の3 <u>省令第4条の4第1項に規定する申請書は、様式第1号の2によるものとする。</u></p> <p>（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請） 第1条の4 <u>省令第4条の4の2に規定する申請書は、様式第1号の2の2によるものとする。</u></p> <p>（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請） 第1条の5 <u>省令第5条の3第1項に規定する申請書は、様式第1号の2の3によるものとする。</u></p> <p>（一般廃棄物処理施設設置等許可証の交付） 第1条の6 <u>総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物</u></p>	<p>（一般廃棄物処理施設設置許可申請） 第1条の2 略</p> <p>（一般廃棄物処理施設設置変更許可申請） 第1条の3 <u>省令第5条の3第1項に規定する申請書は、様式第1号の2によるものとする。</u></p> <p>（一般廃棄物処理施設設置等許可証の交付） 第1条の4 <u>知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第1号の3による許可証を交付するものとする。</u></p>

処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第1号の3による許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え)

第2条の2 総合事務所長は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第2条の2の2 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書は、様式第1号の4の2によるものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定)

第2条の2の3 法第9条の2の4第1項の規定による認定は、様式第1号の4の3によるものとする。

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第2条の2の4 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書は、様式第1号の4の4によるものとする。

(認定熱回収施設における熱回収に関する報告)

第2条の2の5 省令第5条の5の11第1項に規定する報告書は、様式第1号の4の5によるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第3条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、総合事務所長に許

(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え)

第2条の2 循環型社会推進課長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された循環型社会推進課の長をいう。以下同じ。)又は総合事務所長(権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第3条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、循環型社会推進課

<p>可証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第2号による申請書を総合事務所に提出しなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)</p> <p>第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに、許可証(第1号に該当する場合にあっては、失った許可証)を総合事務所に返納しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)</p> <p>第4条の2 <u>総合事務所長</u>は、法第9条の5第1項の許可をしたときは、様式第2号の2による許可証を交付するものとする。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)</p> <p>第4条の3 <u>総合事務所長</u>は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、様式第2号の3による認可証を交付するものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理業等の許可証の書換え)</p> <p>第5条の2 知事は、法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項、<u>法第15条の2の6第3項</u>において準用する法第9条第3項又は前条の規定による届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可証の書換え)</p> <p>第13条 第2条の2の規定は、<u>法第15条の2の6第3項</u>において準用する法第9条第3項の規定による届出について準用する。</p> <p>(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出等)</p> <p>第15条の2 <u>法第15条の2の5</u>の規定による届出は、様式第10号の2によるものとする。</p> <p>2 <u>省令第12条の7の17第4項</u>に規定する受理書(以</p>	<p><u>長又は総合事務所長</u>に許可証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第2号による申請書を<u>循環型社会推進課長又は総合事務所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)</p> <p>第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに、許可証(第1号に該当する場合にあっては、失った許可証)を<u>循環型社会推進課長又は総合事務所長</u>に返納しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)</p> <p>第4条の2 <u>知事</u>は、法第9条の5第1項の許可をしたときは、様式第2号の2による許可証を交付するものとする。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)</p> <p>第4条の3 <u>知事</u>は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、様式第2号の3による認可証を交付するものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理業等の許可証の書換え)</p> <p>第5条の2 知事は、法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項、<u>法第15条の2の5第3項</u>において準用する法第9条第3項又は前条の規定による届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可証の書換え)</p> <p>第13条 第2条の2の規定は、<u>法第15条の2の5第3項</u>において準用する法第9条第3項の規定による届出について準用する。</p> <p>(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出等)</p> <p>第15条の2 <u>法第15条の2の4</u>の規定による届出は、様式第10号の2によるものとする。</p> <p>2 <u>省令第12条の7の7第4項</u>に規定する受理書(以</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

下「受理書」という。)は、様式第10号の2の2によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による変更等の届出は、様式第10号の2の3によるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る受理書の書換え)

第15条の3 知事は、省令第12条の7の17第5項の規定による届出により受理書の書換えを必要とする場合には、当該受理書を書換えて交付するものとする。

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は解任した日から30日以内に、様式第10号の2の7による報告書を総合事務所に提出するものとする。

2 法第12条第8項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理(当該事業場内に設置した法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設における処理に限る。)に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を総合事務所に提出するものとする。

3 略

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。)であって、その処分に関し、法第12条の3第7項の報告書を提出するものについては、この限りでない。

様式第1号(第1条の2関係) 略

様式第1号の2(第1条の3関係)

下「受理書」という。)は、様式第10号の2の2によるものとする。

3 省令第12条の7の7第5項の規定による変更等の届出は、様式第10号の2の3によるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る受理書の書換え)

第15条の3 知事は、省令第12条の7の7第5項の規定による届出により受理書の書換えを必要とする場合には、当該受理書を書換えて交付するものとする。

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2の7による報告書を総合事務所に提出するものとする。

2 法第12条第6項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理(当該事業場内に設置した法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設における処理に限る。)に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を総合事務所に提出するものとする。

3 略

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。)であって、その処分に関し、法第12条の3第6項の報告書を提出するものについては、この限りでない。

様式第1号(第1条の2関係) 略

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

職 氏 名 様

次の一般廃棄物処理施設が竣功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

許可の年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月 日	年 月 日
受付欄	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 竣功後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面

様式第1号の2の2（第1条の4関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場 所	
---------------------	--

一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1号の2の3（第1条の5関係）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

略

様式第1号の4の2（第2条の2の2関係）

熱回収施設設置者認定申請書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

熱回収施設の設置の場所	
熱回収に必要	設備の種類及びその設備の能力
な設備に	設備の位置、構造等
関す	の設置に関する計画

様式第1号の2（第1条の3関係）

一般廃棄物処理施設設置変更許可申請書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

略

る事項	設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン/時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。

- 4 欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。

- (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画について

熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図

- (2) 設備の維持管理に関する計画について

ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画

熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画

- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。

- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

添付書類

- 1 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面

図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図

- 2 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- 3 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
- 4 当該熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けていることを証する書類

様式第1号の4の3（第2条の2の3関係）

熱回収施設設置者認定証	
番 号 年 月 日	
住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。 職 氏 名 <input type="checkbox"/>	
認定の有効期限	年 月 日
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。

様式第1号の4の4（第2条の2の4関係）

熱回収施設休廃止等届出書

職 氏 名 様

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	行わなくなった日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	廃止等の日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	変更の内容	
	理由	
	変更の日	年 月 日

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

添付書類

- 1 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- 2 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画

を記載した書類

様式第1号の4の5（第2条の2の5関係）

熱回収報告書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年 3月31日までの年間の熱回 収率	%

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号八の算式により算定した熱回収率を記載すること。

添付書類 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類

様式第1号の6（第2条の4関係）

一般廃棄物処理施設変更届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設に係る届出事項の変更をするので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

届出者 名称 印

代表者の氏名

電話番号

様式第1号の6（第2条の4関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設設置変更届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設に係る届出事項の変更をするので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

届出者 名称 印

代表者の氏名

電話番号

略

様式第10号の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けないで、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したいので、法第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者 氏名 印

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

略

注1～3 略

様式第10号の2の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書

住所

氏名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日付けであなたから提出のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の2の5の規定による届出については、次のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、この書を交付する。

年 月 日

職 氏 名 印

略

様式第10号の2の3（第15条の2関係）

略

様式第10号の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けないで、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したいので、法第15条の2の4の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者 氏名 印

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

略

注1～3 略

様式第10号の2の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書

住所

氏名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日付けであなたから提出のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の2の4の規定による届出については、次のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第4項の規定により、この書を交付する。

年 月 日

職 氏 名 印

略

様式第10号の2の3（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の変更
の設置に関する届出書
廃止

職 氏 名 様

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設
の設置に関する届出書について、当該記載事項に
当該届出に係る
変項に変更があった
ので、廃棄
に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止した
物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省
令」という。）第12条の7の17第5項の規定により、
次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者 氏名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

略

注1～3 略

添付書類

1 略

2 省令第12条の7の17第3項各号に掲げる書類
に変更がある場合にあっては、当該書類

様式第10号の2の7（第16条関係）

特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・解任）報
告書

年 月 日

職 氏 名 様

事業者

住所

氏 名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更・解
任）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施
行細則第16条第1項の規定により、次のとおり報告し
ます。

事業場の名称

事業場の所在地

電話番号

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の変更
の設置に関する届出書
廃止

職 氏 名 様

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設
の設置に関する届出書について、当該記載事項に
当該届出に係る
変項に変更があった
ので、廃棄
に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止した
物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省
令」という。）第12条の7の7第5項の規定により、
次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者 氏名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

略

注1～3 略

添付書類

1 略

2 省令第12条の7の7第3項各号に掲げる書類
に変更がある場合にあっては、当該書類

様式第10号の2の7（第16条関係）

特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書

年 月 日

職 氏 名 様

事業者

住所

氏 名 印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更）した
ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第
16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地

電話番号

略		略	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は解任の年月日及びその理由	略	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の年月日及びその理由	略
略		略	
添付書類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17に規定する資格を有することを証する書類		添付書類 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の修了証の写し	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。